

京都暁フットボールクラブ少年団規約

2017.6.1

1. 【名 称】

◇京都暁フットボールクラブ少年団と称する。(以下少年団と称する)同少年団には、
幼児部、ジュニア、ジュニアユース、女子部が所属する。
ジュニアユースについては、名称は「Bandiera AKATSUKI Football Club」とする。

2. 【目 的】

◇少年団はサッカーを通じて心身を鍛練し、より高い人間性を育成し、次代を担う健全な若人としての成長を手助けすることを目的とする。

3. 【資 格】

◇少年団の入団資格は、幼児、小学生、中学生、女子とする。入団に当たっては、保護者の承認を必要とする。

4. 【構 成】

◇少年団は入団を認められた団員と、指導者、本部で構成する。

5. 【本 部】

◇代表1名、副代表1名、統括責任者2名、事務局3名で本部を構成、運営する。
(任期は無いが事由によって、変更はありうる。)

6. 【運 営】

◇本部会議、指導者会議を随時開催し、少年団運営に当たる。

7. 【財 政】

◇少年団の財政は団費と寄付金によって賄うものとし、必要に応じて臨時団費を徴収することがある。
入団金と団費は前納するものとする。中途退団の場合、返金を行わない。

8. 【団 費】

◇入 団 金	選手一人	5000円・8000円(ジュニアユース)
◇団 費	①幼児部	月/1000円
	②ジュニア(1年～3年)	月/3500円/1日コース
	ジュニア(1年～3年)	月/2500円/半日コース
	③ジュニア(4年～6年)・女子部	月/4000円
	④ジュニアユース	月/6000円
◇納入方法	①全納(4月～翌3月)で一括払い。	
	②前期(4月～9月)、後期(10月～翌3月)の二期払い。	
	上記、どちらかを選択し指定銀行口座に振り込むものとする。	

9. 【保 険】

◇団員は、団体スポーツ傷害保険に加入することとし、保険料は自己負担とする。

10. 【事 故】

◇指導者が許可した練習及び試合中に負傷または事故が発生した場合、応急処置のみ施し、その後の責任は保護者がこれを負うものとする。

11. 【保護者】

◇幼児部、少年部は保護者で世話役を定め、育成会を組織、運営し、団運営をサポート及び連絡を円滑に行う。

12. 【休部】

◇団員の事情で休部するものは、その理由を申し出て承諾を得る。その休部扱い期間は団費の未納入から一年間とする。(ジュニアユースは3か月間。)

13. 【継続】

◇学年の変わりに退団確認は取るが、男子については、ジュニアユースを最終学年とし、女子については、女子部とする。

14. 【退団】

◇退団するものはその理由を申し出て、退団届を提出しなければならない。また、不祥事やチームの和を乱したものの、人に多大な迷惑を及ぼしたものは厳重注意に処し、再度の出来事で退団を検討する。

15. 【規約の改訂】

◇本部会議、指導者会議を開催し話し合いをする。